

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 岡山県港湾区域等管理規則の一部を改正する規則

【規則】
（県例規集登載）

港湾課

【告示】

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

道路整備課

港湾課

【公告】

○ 公共測量の実施

〃

○ 公共測量の終了

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

監理課

〃

建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第二号

岡山県港湾区域等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県港湾区域等管理規則の一部を改正する規則

岡山県港湾区域等管理規則（昭和二十七年岡山県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「様式第一号の」を「知事が別に定める」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、占用しようとする水域又は公共空地の状況、申請に係る施設、設備又は物品の構造等を勘案して、当該水域又は公共空地の管理に支障がないと認められる場合は、知事が適当と認める書類の提出をもつて同項に掲げる書類の提出に代えることができる。

第三条中「様式第二号の」を「知事が別に定める」に改める。

第四条中「様式第三号の」を「知事が別に定める」に改める。

第五条中「様式第四号の」を「知事が別に定める」に改める。

第六条中「様式第五号の」を「知事が別に定める」に改める。

第七条中「様式第六号の」を「知事が別に定める」に改める。

第九条第二項中「様式第七号の」を「知事が別に定める」に改める。

本則に次の一条を加える。

（その他）

第十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第七号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小山桑上線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市福田下字秋実五九〇番一地先から津山市里公文字桧森一八九六番二地先まで	新	六・〇 二一・四	二七七・一
津山市福田下字秋実五九〇番一地先から津山市里公文字桧森一八九六番二地先まで	旧	五・九 九・二	二七七・一

◎岡山県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	小山桑上線	津山市福田下字秋実五九〇番一地从先から津山市里公文字桧森一八九六番二地从先まで	令和七年一月十四日

◎岡山県告示第十四号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和七年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 白	一台	不明
二六インチ 黒	一台	不明
二六インチ 青	一台	岡D―D五三八七
二六インチ 黒	一台	茨城県警D八〇九八三
二六インチ 緑	一台	不明
二六インチ 赤	一台	不明

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和六年十一月十八日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三―三二―三二二一

〔一九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市堂尾地内	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）	測量の種類
令和六年十二月十二日から令和七年二月二十八日まで	測量期間

〔二〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	津山市高野山西及び押入地内
測量の種類	公共測量（四級基準点測量）
測量期間	令和六年十二月二十五日から令和七年三月二十五日まで

〔二一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加賀郡吉備中央町 下土井地内	測 量 区 域
公共測量（用地測量）	測 量 の 種 類
令和六年十二月二十五日	終 了 年 月 日

〔二二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年一月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字西田二〇〇番九、二〇〇番一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井出一六四番地一プロヌーブKENA棟一〇二

谷口 智紀

谷口 香澄

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十一月二十一日岡山県指令建指第三一九号